

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに市町長に届け出なければなりません。

3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。

4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所にあつて、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先) 大 紀 町 長	申 請 者	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名													特別徴収義務者指定番号		
		住所又は所在地	〒												電話番号		
		法人番号													担当者名		
地方税法第321条の5の2及び市・町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。																	
特例の適用を受けようとする税額		年 月(月 日納期分)以降の納入に係る市(町)民税・県民税の特別徴収税額															
申請の日前6か月間の各月末の給与 の支払を受けた者の人員及び各月の 支払金額 (外……は臨時勤務者に係るもの)		年 月	人	円	年 月	人	円										
		外	人	円	外	人	円										
		年 月	人	円	年 月	人	円										
		外	人	円	外	人	円										
		年 月	人	円	年 月	人	円										
		外	人	円	外	人	円										
(1) 現に市町税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由																	
(2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日																	

※市 町 記 入 欄	処理区分	承 認	施行	年 月 日	決 裁	年 月 日	起 案	年 月 日	
		却 下	名 簿 記 入		徴収簿 台 帳 記 入		通 知 書 作 成		
	(却下の理由)								

三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す。
宛
先
を
訂
正
し
て、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い。